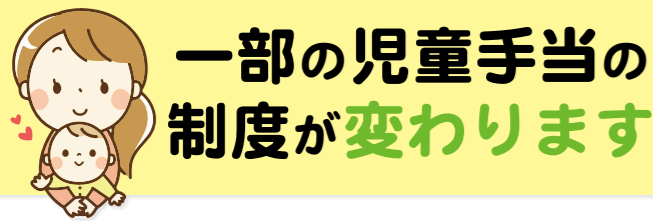


児童手当を受給している方へ



- ①今年度より現況届の提出が不要になります
▶毎年6月に提出していた現況届が不要になります。ただし一部の方は提出が必要なため、別途個別にご案内します。
 - ②10月より特例給付の支給に所得上限額が設けられます
▶所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。
- 詳しくは6月分支給時にご案内します。

問い合わせ先/役場健康こども課こども支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

後期高齢者医療制度のお知らせ 令和4年度の保険料などについて

6月に保険料額をお知らせします

令和4年度の保険料については、6月に個別にお知らせします。

◀保険料の計算方法▶

均等割 【1人当たりの保険料】 51,892円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和3年中の所得-最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額66万円】 (100円未満切捨)
--------------------------------------	---	---	---	---

- ・1年間の保険料の上限額は66万円です。
- ・所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ・前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は役場健康こども課保険年金係へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。ジェネリック医薬品の処方を希望する方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に「希望シール」を提示することで意思を伝えることができます。

希望シールが必要な方は、役場健康こども課保険年金係までお問い合わせください。

◆効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。希望する場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

問い合わせ先/北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 0 1 1 - 2 9 0 - 5 6 0 1
役場健康こども課保険年金係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

子育て助成制度を紹介

こんなに
あります!

弟子屈町の



子育てを
もっとお得に
たのしく♪

150,000円分の商品券を贈呈!

赤ちゃんすくすく応援事業

弟子屈町にお住まいの1歳未満のお子さん1人につき150,000円分の商品券を交付します。町内の決まったお店で、子育て用品を買うときに使うことができます。



保育料、給食副食費が無償に!
子育てしながらでも働ける!

保育料助成制度

町内の保育園やこども園に通っているお子さんの保育料と給食副食費を町が全額負担します。



お店でカードを見せるだけ!
素敵な特典がいっぱい!

どさんこ・子育て特典制度

お店でカードを見せるだけで値引きや無料サービスが受けられます。北海道と共同で実施しているもので、妊娠中の方、もしくは小学生までのお子さんがある世帯に無料で交付されます。



お子さんの医療費の
自己負担分を商品券で還元!

医療費助成事業(フレカ)

高校生以下のお子さんが対象です。2年以内の領収書であれば還元できます! 1円につき1ポイント付与で500ポイントごとに500円相当の金券を発行します。町内登録加盟店で利用できます。



ご不明な点についてはお気軽にお問い合わせください。
詳しくは町ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

問い合わせ先/役場健康こども課こども支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

マイナンバーカードの 休日窓口を開設します

マイナンバーカードの申請・交付やマイナポイントの予約・申請などを取り扱う休日窓口を開設します。平日の開庁時間に都合がつかない方は、ぜひご利用ください。

- 6月 18日(土)
- 7月 2日(土)、3日(日)、23日(土)、24日(日)
- 8月 6日(土)、7日(日)、20日(土)、27日(土)
- 9月 3日(土)、4日(日)、17日(土)、25日(日)

※システムのメンテナンスなどにより変更する場合があります。



- ▶開庁時間/9時~17時まで
- ▶場所/役場 1階 環境生活課窓口
- ▶取扱業務

- ・マイナンバーカードの申請・交付
 - ・電子証明書の有効期限の更新・新規発行
 - ・マイナポイントの予約・申請
- ※上記以外の住民異動届などの業務は取り扱いできません。

- ▶マイナンバーカードの申請に必要なもの
- ・本人確認書類/運転免許証などの顔写真付きのものは1点、健康保険証などは2点以上必要です。
- ・個人番号カード交付申請書/紛失している場合はお知らせください。
- ・通知カードや住民基本台帳カード



お問い合わせ先/役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (直通)